

令和 7 年

寒川町教育委員会会議録

第 4 回 臨 時 会

日 時：令和7年11月10日（月）
午後1時30分 ～ 午後1時52分

場 所：町民センター講義室

出席者

<教育委員会>

教育長		花	山	尚	人
教育委員	1 番	布	谷	あけみ	
	2 番	小	川	雅	子
	3 番	大	森	博	明
	4 番	山	本	博	司

<事務局職員>

教育次長	高	橋	陽	一
教育政策課長	奥	谷	浩	二
学校教育課長	上	村	純	一
教育施設給食課長	川	部	雅	人
寒川学校給食センター所長	中	嶋	裕	子
生涯学習課長	岡	野	恵	子
教育政策課指導主事				
（兼）学校教育課指導主事	明	珍	陽	介
書記	千	野	あずさ	
	小	林	将	太

寒川町教育委員会第4回臨時会議事日程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名
小川委員 大森委員

3. 教育長報告

4. 閉 会

1. 開 会

○教育長

ただいまの出席者は5名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年寒川町教育委員会第4回臨時会を開催いたします。本日の会議日程はお手元に配布したとおりです。

2. 会議録署名委員の指名

○教育長

本日の会議録署名委員は小川委員と大森委員にお願いいたします。

3. 教育長報告

○教育長

10月24日に開催されました令和7年寒川町議会第2回定例会10月第2回会議において、教育委員会教育長の任命について同意をいただき、本日11月10日付けで町長より任命されました。

すでにインターネット等でご覧になった方もいるかもしれませんが、教育委員の皆さまにも共有したく、ここで所信表明を読み上げさせていただきます。

「所信表明

ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、本日、令和7年寒川町議会第2回定例会10月第2回会議の場におきまして、私の教育行政に対する所信を述べ、議員各位を始め、町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1. はじめに

今日、教育をとりまく現状は、複雑化しており、多様な課題への対応が必要となっております。一方、各現場では、子どもたちのことを想い、教職員、保護者や町民、地域の皆様がつながり合い、これまでにない可能性も生まれてきているところでございます。

私といたしましては、これまでの教職員、町教育委員会事務局、校長、教育指導員としての経験を生かし、寒川町の未来を担う子どもたち、そしてそれを支える町民の皆様のために微力ではありますが、全力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

2. 学校教育についての基本方針

それでは、まず始めに、学校における子どもたちへの教育に関する方向性について述べさせていただきます。

私は、子どもたちが学校での学習活動、行事活動等に取り組むことによって、より健やか

で、確かで、豊かな力を身につけた人に成長していった欲しいと願っております。

その際、学校においては、以下、三つの柱を軸とした教育活動を展開する中で、そのことを達成させていきたいと思っております。

その第一は、豊かな人間性の育みであります。

人間性を豊かにするとは、優しさを大切にしたり、物事に感動したり、自分自身を見つめたり、人がより人らしくなっていくことであります。子どもたちが、学級や学校全体での諸活動の中で、仲間や先生との交流、ふれあいを通して、その発達段階にふさわしい成長ができるよう取り組んでまいります。

第二は、確かな学力の定着であります。

人生を生きていく上では、さまざまな知識・技能が必要であり、それらを活用していくための思考力・判断力・表現力といったものが求められます。授業を中心に、豊かな学び合いを行い、今日求められる資質や能力を育ててまいります。

そして、第三は、健やかな体づくりであります。義務教育の9年間は、心の成長とともに体の面でも大きな成長期となります。年齢や子どもたちそれぞれの特性に応じたスポーツ活動、健康の保持増進を推進してまいります。

以上の三つの柱は、いわゆる知・徳・体というように言い換えることもできます。

知・徳・体の育成は、現行の寒川町教育振興基本計画における学校教育部分の柱ともなっているものでありますので、これまでに引き続き、学校教育全体の骨格として、時代が変わったとしても普遍的に守っていくものとして、しっかりと取り組んでまいります。

また、これらの土台には、自分なりに目標を設定し、あきらめずに粘り強く取り組んだり、他者とつながり、対話をする力があってこそそのものであると考えておりますので、そうした力も育ててまいります。

そして、これまで述べさせていただいた事柄は、自立した人間を目指すということでもあります。しかし、それは孤立的な自立ではなく、共生的な自立でありたいと思っております。

子どもたちが、なぜ学校という場で学ぶのかということを考えたとき、人は人との関わり合いの中でこそ成長し、本当の自立を遂げていくものであります。

教室における豊かな人間関係の創造の中で、子どもたちの自立と共生を実現していきたいと考えます。そのために、教科の授業とともに、行事や学級会活動、総合的な学習、部活動等の教科外での諸活動も大切に、生きたふれあい、体験を重視してまいります。

3. 教育環境づくりについて

続きまして、これまで述べさせていただいた学校教育の方向性を、実際に実現するための教育環境づくりについて述べさせていただきます。

言うまでもなく、人を育てるのは人であり、学校教育においては各小・中学校で日々頑張ってくれている一人ひとりの教職員であります。

私は、教育に熱い想いを持った教職員が、児童・生徒一人ひとりと丁寧に向き合い、その

考えや気持ちに寄り添いながら、「個別最適な学び」の実現に取り組んで欲しいと思っています。

そして、そのための第一として、各学校の校長・教頭に対し、私の方向性について、しっかり伝えてまいります。

定期的な校長会・教頭会においてはもちろんのことですが、寒川町は小学校5校、中学校3校、合わせても8校というそのスケール特性として、フットワーク良く各校を直接的に見守っていくことが比較的可能な状況にあります。

私自身が日常的に各学校に足を運び、子どもたちや教職員の生（なま）の姿を見て、感じていくことで、各校ごとの展望や課題にともに向き合い、具体的な方向性について考え合ってまいります。

第二は、各学校の教職員へのバックアップであります。昨今、教育指導員として感じてきたのは、今日的な課題に応えるべく、自己成長、資質向上を目指し、よく勉強する教師が増えていることです。

一方で、多忙化と言われる現状は続いており、教職員をとりまく現状には大変厳しい状況もございます。引き続き、働き方改革を推進してまいります。現場の教職員は、子どもたちのために汗をかき、時間をかけることを苦にはしておりません。その努力の過程をみつめ、認め、価値づけ、励ましてもらいたいと思っています。

このことに気持ち的にも応えることのできる、ぬくもりのある教育行政を目指してまいります。

具体的には、教育行政からの豊富な情報提供のほか、研修や教育指導のさらなる充実を図り、支援を継続します。

また、寒川町では、その規模に比べて指導主事の配置体制も充実しておりますので、指導主事による個別的で具体的なアドバイス、支援の展開が可能となる積極的な環境をつくってまいります。

それと同時に、若い世代の教職員の占める割合が高くなっている現状に鑑みますと、校長や教頭とその他の教職員をつなぐ存在、いわゆるミドルリーダーの育成が重要であります。

自己の枠に閉じこもることなく、「チーム学校」「チーム寒川」を实践できる、幅広い視野と物事を俯瞰的に見る力を持った人材の育成に努めてまいります。

第三は、現行の教育委員会制度の趣旨を踏まえた連携強化であります。

寒川町の学校教育は、町民の皆様並びに寒川の子どもの願いが原点であります。

こうした中、現行制度への改正前であった平成26年度以前には、他の自治体で起きた事例として、住民の代表である首長と教育委員会の意思疎通が十分に図られず、発生した問題に迅速に対応できなかったケースのほか、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題がありました。

こうしたことから、教育法令の改正により、首長と教育委員会が相互連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくことを目的に、首長を主宰者とする総合教

育会議が設置されるなどの改革を経て現在に至っておりますので、町長や町長部局の皆様と教育政策についての議論のさらなる充実を図るとともに、日常的な相互連携に引き続き努めてまいります。

また、寒川の子どもたちのために、教育のソフト面・ハード面での充実した環境を整えていくためには、二元代表制における住民の代表である議員各位のご理解とご協力が不可欠であります。

引き続き町議会の皆様への説明責任を果たすとともに、皆様からいただくさまざまな知見、ご意見等を真摯に受け止めながら取り組んでまいります。

4. 学校教育にかかわる具体的施策

続きまして、学校教育における具体的施策について、ふれさせていただきます。

まず、学力向上についてですが、先に実施された全国学力・学習状況調査の結果によりますと、寒川町の児童・生徒の学力達成状況における少なからぬ課題が明らかになりました。

現在も、教育委員会事務局及び各学校におきまして、結果分析と今後の取り組みについての検討が行われているところでありますが、その分析結果も踏まえながら、今日求められる知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに対する主体性についての研究を深化させ、より実践的に子どもたちの学力が定着・向上するよう努めてまいります。

関連して、教育活動における ICT の活用についてです。国の GIGA スクール構想により、令和3年度から小・中学校において、1人1台のタブレット端末を活用しての学びが本格化し、その後、新機種への移行も順次進んでいるところです。

ICT の活用に関しましては、当初、その活用方法に一部誤解しがちな傾向も見受けられましたが、現在、必要場面での積極的な活用が適切になされるようになってきております。

しかしながら、学習した内容の記憶の定着など、昔ながらのアナログ的な授業の良さがあるために見直されている面もありますので、ICT を使うことが目的とならないように留意するとともに、今後も、活用方法に関する研修の充実も含め、積極的な支援を行ってまいります。

次に、外国語教育の充実についてであります。

寒川町では、かねてから外国人指導助手の積極的な配置が行われ、近年では、町内各学校に年間を通じて1名の外国人指導者（FLT）が毎日、授業やその他の活動に参加しております。

子どもたちは、外国語の授業や休み時間の FLT とのふれあいなどを非常に楽しみにしております。小学校における教科担任制導入とも関連づけながら、さらなる授業の質の向上を図るための支援を行ってまいります。

次に、教職員の多忙化解消についてです。

教職員の残業時間は、昨年度に比べて今年度は、やや減少させることができつつありますが、授業や生活指導といった教職員の本来業務以外の仕事量が、依然として一定以上の割合

を占めているという現状があります。行事の精選や業務の削減について、教育行政と各学校が一体となってさらなる改善に引き続き努めてまいります。

次に、いじめの防止や不登校児童・生徒への対応を丁寧に行っていく取り組みについてです。いじめ問題の深刻化を受け、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」という形で特別の教科化が行われて以降、国の検定を経た教科書の導入により、一層の計画的な道徳教育が行われているところでありますが、道徳の時間以外の場面でも、人権の意味や他者の尊重についての理解を深めていけるよう取り組んでまいります。

また、小・中学校での不登校児童・生徒については、学習面や人間関係を始めとしてさまざまな事由や背景があることから、子どもたち一人ひとり、そしてその保護者の方々に寄り添った対応ができるよう、引き続き教育相談の体制や相談環境の充実を図ってまいります。

次に、特別支援教育についてです。

寒川町では、小・中学校全校に特別支援学級が設置され、子どもの特性に応じた支援教育が行われているところであり、今年度、すべての小学校に通級指導教室が設置され、各学級と専門支援を行う部門との連携が強化されたところです。

来年度は、中学校においても全校に通級指導教室を設置する予定であり、その準備が進められております。

引き続きインクルーシブ教育の理念を踏まえた上で、個別最適な学びを推進していけるよう小・中学校の連絡・連携体制を構築しながら、一層の支援教育の充実を目指してまいります。

続きまして、食育の充実についてです。寒川町では、令和5年9月より、給食センターによる給食提供が本格的に開始され、中学校においても完全給食がスタートしました。

給食の内容は、非常に充実しており、子どもたちは、給食の時間を楽しみにしております。

子どもたちにとって、小学校・中学校の多感な時期に、それぞれの食材の美味しさや食感などを楽しむことができ、その食材が自分の住む寒川産のもので、その食材を作ってくれた生産者の皆さんの顔が見え、直接話が聞けるという素晴らしい食育環境があることが、寒川町の強みであると思います。

こうした給食センターの強みや機能を活かし、各学校とつながりあった多様な食育に取り組んでまいります。

次に、公共施設の再編計画に関わる学校再編についてです。

今後、寒川町立小・中学校適正化等基本計画に基づき、小・中学校8校から6校への学校再編についての取り組みが進んでいくこととなりますが、私は、これは単なる数合わせではなく、「将来の寒川の子どもたちにとって望ましい教育環境づくりを行う」ためであると認識しております。

現在の少子化がこのまま進めば、児童・生徒数の減少により、町内の各学校のクラス数や1クラスあたりの人数も少なくなりすぎる可能性も出てまいります。

こうした状況には、教職員の目が子どもたち一人ひとりに行き届きやすくなるという考

え方もできますが、子どもたち同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの課題も指摘されております。

私自身の経験からもそのように感じておりますので、各校の校舎・体育館の建て替えなども含め、魅力ある教育環境づくりに向けてしっかりと取り組んでまいります。

そして、今後、引き続きこうした考え方の周知に努めるとともに、再編の実行段階までの間の安全確保や機能維持のための修繕等にも丁寧に対応してまいります。

５．生涯学習、社会教育について

最後に、生涯学習、社会教育について述べさせていただきます。

教育基本法では、その第３条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とし、生涯学習の理念を規定しております。

現在、人生 100 年時代とも言われます。町民の皆様が、生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供に努めてまいります。

寒川町では、現在、寒川学びプランに基づき、各種施策を実施しているところですが、「ともに学び・ともに支え合う 自己実現と協働のまち・さむかわ」を基本理念に、いつでもどこでもだれでも学べ、学んだことを活かす、学びでつながる生涯学習を今後とも目指してまいります。

現在、公民館、総合図書館は指定管理者がその運営をしているところではありますが、利用者アンケートなどの結果を見ても、円滑な運営がされていると感じております。

公民館活動や図書館活動は、町の文化、学術等の発展に大きく寄与するものであります。さらなる充実をめざし、指定管理者への指導・助言を継続してまいります。

また、これからの生涯学習、社会教育については、学校教育との連携も重要であると考えております。

今後の学校は、地域コミュニティの拠点となる可能性があることを考えれば、学校は学校の中だけにとどまるのではなく、地域も地域での活動だけにとどまるべきではないと考えているためであります。

こうしたことから、国においても社会教育としての「地域学校協働本部」が、学校教育としての「学校運営協議会」、いわゆるコミュニティ・スクールと連携していく形の構築を目指しており、寒川町教育振興基本計画においても、「町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている」ということを社会教育における基本目標としておりますので、「寒川町の地域と学校が共有する目標」を共有した上で、両者の連携を目指してまいります。

6. 結びに

以上、私の考えているところを述べさせていただきました。

結びにあたり、教育における「不易と流行」という言葉にふれたいと思います。この言葉の意味は、「いつまでも変わらないものの中に時代に応じた変化を取り入れること」であると言われております。

今後、寒川町の教育を推進していくにあたっては、町議会の皆様、町長を始めとする行政関係の皆様から、さまざまなご意見やアドバイスをいただきながら、時代を超えて大切にすべきこと（不易）は何なのか、時代の変化とともに変えていくべきこと（流行）は何なのか、ということを常に念頭に置いた上で、寒川の子どもたちのため、町民の皆様のために取り組んでまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年10月24日

教育委員会教育長候補者 花山 尚人

以上でございます。

次に教育長職務代理者の指名を行います。これまで前大川教育長のご指名により、布谷委員に教育長職務代理者を務めていただいております。ここに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、布谷委員を教育長職務代理者に指名いたします。任期は、本日令和7年11月10日から布谷委員の任期満了日である令和10年9月30日までといたします。

【質疑等なし】

4. 閉会

○教育長

これをもちまして、令和7年寒川町教育委員会第4回臨時会を閉会いたします。

上記事項につき全委員確認し終了したので閉会を宣言した。

上記会議録の顛末を記載し相違ないことを証してここに記載する。

令和 8 年 3 月 3 / 日

教育長 花山 尚人

署名委員 小川 雅子

署名委員 大森 博明

会議録調整者 小杯 将太